

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十九号

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第一条 広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(建築物の許可申請) 第十九条 (略)		(建築物の許可申請) 第十九条 (略)	
許可の種類別	添付する図書又は書面	許可の種類別	添付する図書又は書面
法第四十三條第二項第二号、法第五十一條ただし書（法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二條第十項、第一項若しくは第十四項、法第五十三條の二第二項第三号若しくは第四号（法第五十七條の五第三項を含む。）、法第六十七條第三項第二号、法第六十八條第三項第二号、法第六十五條第二項第二号又は法第六十八條の七第五項の規定による許可	付近見取図、配置図、敷地等断面図、各階平面図別記様式第九号による建築許可計画書及び申請を必要とする理由書（法第八十五條第三項若しくは第五項又は法第八十七條の三第三項若しくは第五項の規定による許可の場合を除く。）	法第四十三條第二項第二号若しくは第四号、法第四十七條ただし書、法第五十三條第四項若しくは第五項第三号、法第六十條の二第二項第三号、法第六十條の三第三号、法第六十七條第一項第三号、法第六十七條第五項第二号、法第六十八條第二項第二号又は法第六十八條の七第五項の規定による許可	付近見取図、配置図、敷地等断面図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、日影図（法第六十七條第九項第一号の規定による許可又は法第六十八條第一項第二号の規定による最低限度の高さを満たさない建築物に係る許可の場合を除
法第五十五條第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七條の四第一項ただし書、法第五十九條第一項第三号若しくは第四項、法第五十九條の二第二項、法第六十條の三第二項ただし書、法第六十七條第九項第二号、法第六十八條第	付近見取図、配置図、敷地等断面図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、日影図（法第六十七條第九項第一号の規定による許可又は法第六十八條第一項第二号の規定による最低限度の高さを満たさない建築物に係る許可の場合を除	法第五十五條第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七條の四第一項ただし書、法第五十九條第一項第三号若しくは第四項、法第五十九條の二第二項、法第六十七條の三第九項第二号、法第六十八條第	付近見取図、配置図、敷地等断面図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、日影図（法第六十七條の三第九項第一号の規定による許可又は法第六十八條第一項第二号の規定による最低限度の高さを満たさない建築物に係る許可の場合

一項第一号、法第六十八
条の三第四項又は法第六
十八条の五の三第二項の
規定による許可

書
く。）、別記様式第九号
による建築許可計画書及
び申請を必要とする理由

2・3 (略)

(全体計画認定の申請)

第二十条の五 省令第十条の二十三第六項の規
定により知事が定める書類は、適合判定通知
書(当該建築物の計画が特定構造計算基準又
は特定増改築構造計算基準に適合するもので
あると判定された旨が記載された通知書をい
う。)の写しとする(法第六八条の三第一項に
規定する構造計算適合性判定を要する建築物
に限る。)

(防火壁又は防火床の設置を要しない建築物
の認定申請)

第二十条の六 (略)

(設計の変更届)

第二十三条 建築主等は、知事又は建築主事の
許可等(中間検査を除く。以下この項におい
て同じ。)を受けた建築物等の計画の変更を
して、当該建築物等の建築等をしようとする
ときは、別記様式第二十一号による設計変更
届二通に、それぞれ当該計画の変更内容を示
す図書及び許可等通知書類を添えて、知事又
は建築主事に提出しなければならない。ただ
し、建築物等の計画の変更について、法第六
条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七
条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二
項において準用する場合を含む。)後段の規
定による建築主事の確認又は法第六条の第二
一項の規定による指定を受けた者の確認を受
けた場合は、当該確認に係る設計変更届を建
築主事に提出することを要しない。

2・3 (略)

三第四項又は法第六十八
条の五の三第二項の規定
による許可

を除く。）、別記様式第
九号による建築許可計画
書及び申請を必要とする
理由書

2・3 (略)

(全体計画認定の申請)

第二十条の五 省令第十条の二十三第六項の規
定により知事が定める書類は、適合判定通知
書の写しとする。

(防火壁の設置を要しない建築物の認定申請
)

第二十条の六 (略)

(設計の変更届)

第二十三条 建築主等は、知事又は建築主事の
許可等(中間検査を除く。以下この項におい
て同じ。)を受けた建築物等の計画の変更を
して、当該建築物等の建築等をしようとする
ときは、別記様式第二十一号による設計変更
届二通に、それぞれ当該計画の変更内容を示
す図書及び許可等通知書類を添えて、知事又
は建築主事に提出しなければならない。ただ
し、建築物等の計画の変更について、法第六
条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七
条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二
項において準用する場合を含む。)後段の規
定による建築主事の確認又は法第六条の第二
一項の規定による指定を受けた者の確認を受
けた場合は、当該確認に係る設計変更届を建
築主事に提出することを要しない。

2・3 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後

様式第9号（第19条関係）

建築許可計画書	
(略)	
注 1 次の申請条項の区分に従い、それぞれ○内の数字の欄に該当事項を記入すること。	
建築基準法第43条 ①	
建築基準法第48条 ①工場又は危険物貯蔵庫は、このほか②～⑥	
建築基準法第51条 ①③④⑤⑦	
建築基準法第44条、第52条、第53条の2、第55条、第56条の2、第57条の4、第59条、第59条の2、第60条の3、第67条、第68条、第68条の3、第68条の5の3、第85条及び第87条の3 ①	
2	(略)

様式第10号の4（第20条の6関係）

建築物認定申請書		
(略)		
(略)		
12 申係建築物 に 請 る	イ 高さ	(略)
	ロ 階数	(略)
	ハ 構造	<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1） <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2） <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 防火構造 <input type="checkbox"/> その他
	(略)	
注 1 (略)		
2 12の欄のハは、該当する□にチェックすること。		
3 (略)		

改正前

様式第9号（第19条関係）

建築許可計画書	
(略)	
注 1 次の申請条項の区分に従い、それぞれ○内の数字の欄に該当事項を記入すること。	
建築基準法第43条 ①	
建築基準法第48条 ①工場又は危険物貯蔵庫は、このほか②～⑥	
建築基準法第51条 ①③④⑤⑦	
建築基準法第44条、第52条、第53条の2、第55条、第56条の2、第57条の4、第59条、第59条の2、第67条の3、第68条、第68条の3、第68条の5の3及び第85条 ①	
2	(略)

様式第10号の4（第20条の6関係）

建築物認定申請書		
(略)		
(略)		
12 申係建築物 に 請 る	イ 高さ	(略)
	ロ 階数	(略)
	ハ 構造	<u>1</u> 木造 <u>2</u> 防火構造 <u>3</u> 準耐火構造 <u>4</u> 耐火構造
	(略)	
注 1 (略)		
2 12の欄のハは、該当するものを○で囲むこと。		
3 (略)		

様式第12号 (第21条の3関係)

建築物認定申請書 (略)		
(略)		
12 申係建築物 に る	イ 高さ	(略)
	ロ 階数	(略)
	ハ 構造	<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1) <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2) <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 防火構造 <input type="checkbox"/> その他
(略)		
注 1・2 (略) 3 12の欄のハは、該当する <u>□</u> にチェックすること。 4 (略)		

様式第12号 (第21条の3関係)

建築物認定申請書 (略)		
(略)		
12 申係建築物 に る	イ 高さ	(略)
	ロ 階数	(略)
	ハ 構造	<u>1 木造</u> <u>2 防火構造</u> <u>3 準耐火構造</u> <u>4 耐火構造</u>
(略)		
注 1・2 (略) 3 12の欄のハは、該当する <u>ものを○</u> で囲むこと。 4 (略)		

第二条 広島県建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(完了検査申請等に添える書類等) 第六条の三 省令第四条第一項第六号の規定により知事が定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 敷地に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域を含む建築物にあつては、別記様式第二号の三による土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する建築物については、当該書類を添えることを要しない。</p> <p>イ 居室を有しない建築物 ロ 法第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物</p> <p>ハ 政令第八十条の三の規定に適合することとの確認に必要な図書又は別記様式第二号の三による土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書を添付して、法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認申請又は法第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項の規定による中間検査申請を行った建築物</p> <p>二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項に規定する特定建築行為をしようとする建築物にあつては、別記様式第二号の四による省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法）</p> <p>三 前号に規定する建築物のうち建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号）第一条第一項第一号ロの基準に適合している建築物にあつては、別記様式第二号の五による省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法）</p> <p>四 地業工事（構造耐力上主要な部分である基礎ぐいを施工する工事をいう。）の施工がある建築物にあつては、別記様式第二号</p>	<p>(完了検査申請等に添える書類等) 第六条の三 省令第四条第一項第六号の規定により知事が定める書類は、別記様式第二号の三による土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該書類を添えることを要しない。</p> <p>一 敷地に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域を含まない建築物</p> <p>二 居室を有しない建築物 三 法第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物 四 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物</p> <p>五 政令第八十条の三の規定に適合することとの確認に必要な図書又は別記様式第二号の三による土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書を添付して、法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認申請又は法第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項の規定による中間検査申請を行った建築物</p>

- の六による地業工事監理状況報告書
- 五 鉄筋コンクリート造の建築物で階数が三以上であるもの又は延べ面積が五百平方メートルを超えるものにあつては、次のイ及びロに掲げる書類
- イ 別記様式第二号の七によるコンクリート工事監理状況報告書
- ロ 別記様式第二号の八による鉄筋工事監理状況報告書
- 六 鉄骨造の建築物で階数が三以上であるもの、延べ面積が五百平方メートルを超えるもの又は架構を構成する柱の相互の間隔が十五メートルを超えるものにあつては、別記様式第二号の九による鉄骨工事監理状況報告書
- 七 その他知事が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認める書類
- 2) 前項(第一号から第四号まで及び第七号を除く。)の規定は、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物について準用する。
- 3) 第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定及び前項の規定は、特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。
- 4) 第一項(第二号、第三号及び第七号を除く。)の規定は、省令第四条の八第一項第四号の規定により知事が定める書類に準用する。この場合において、第一項第一号ハ中「法第六条第一項若しくは法第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項の規定による中間検査申請」とあるのは「法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認申請」と読み替えるものとする。
- 5) 前項で準用する場合のほか、省令第四条の八第一項第四号の規定により知事が定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 法第六条の四の規定により、確認の特例を受ける建築物にあつては、次のイからハまでに掲げる書類
- イ 壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した各階平面図
- ロ 政令第四十六条第四項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類
- ハ 政令第四十七条第一項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類
- 二 その他知事が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認める書類
- 次に掲げる建築物は、前各項の規定にかか
- 6|

2) 前項の規定は、省令第四条の八第一項第四号の規定により知事が定める書類に準用する。この場合において、前項第五号中「法第六条第一項若しくは法第七条の三第一項の規定による確認申請又は法第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項の規定による中間検査申請」とあるのは「法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認申請」と読み替えるものとする。

わらず、これらの規定による書類を提出すること
を要しない。

一 国、都道府県又は建築主事を置く市町村
の建築物

二 第七条の規定により、知事又は建築主事
に前各項に規定する工事の監理状況につい
て報告のあつた建築物

別記様式第二号の三の次に次の六様式を加える。

様式第2号の4 (第6条の3関係)

(第1面)

省エネ基準工事監理状況報告書 (標準入力法)

年 月 日

広島県知事(建築主事)
指定確認検査機関 様

住所
工事監理者 氏 名 (印)
()建築士()登録第 号
()建築士事務所()知事登録第 号
電話() 番号

次のとおり、工事の監理状況を報告します。
この監理報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
1 外皮	①外壁等を構成している建材の仕様、設置状況		A・B・C	
	②窓の仕様、設置状況(ブラインドボックス、ひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	
2 空気 調和 設備	①熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C	
	②冷暖同時供給の有無		A・B・C	
	③熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C	
	④蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C	
	⑤2次ポンプの仕様(流量制御方式を含む。)、設置状況		A・B・C	
	⑥2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	
	⑦2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C	
	⑧空調機の仕様、設置状況		A・B・C	
	⑨空調機ファンの変风量制御の設置状況		A・B・C	
	⑩予熱時外気取入停止制御の設置状況		A・B・C	
	⑪外気冷房制御の有無		A・B・C	
3 換気 設備	①換気設備(換気代替空調機を含む。)の仕様、設置状況		A・B・C	
	②換気設備に係る各種制御(換気代替空調機を含む。)の設置状況		A・B・C	
4 照明 設備	①照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	
	②各種制御の設置状況 (在室検知制御・タイムスケジュール制御 ・初期照度補正制御・明るさ検知制御)		A・B・C	

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
5 給湯 設備	①熱源機器の仕様, 設置状況		A・B・C	
	②給湯配管の保温の仕様, 設置状況		A・B・C	
	③節湯器具の仕様, 設置状況		A・B・C	
	④太陽熱利用設備の仕様, 設置状況		A・B・C	
6 昇降 機設 備	昇降機の仕様, 設置状況		A・B・C	
7 太陽 光発 電設 備	①太陽光発電の仕様, 設置状況		A・B・C	
	②パワーコンディショナの仕様, 設置状況		A・B・C	
8 コー ジェ ネレ ーシ ョン シス テム	コージェネレーションシステムの仕様, 設置 状況		A・B・C	

- 注 1 この様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象とする。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要とする。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲むこと。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Cで確認した書類は、検査時に確認する必要があるため、現場に備え置くこと。
A：目視（試験）による立会確認
B：計測等による立会確認
C：自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・資格証明書・施工図・試験成績書等による確認
- 5 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。
- 6 不用の文字は、消すこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号の5 (第6条の3関係)

省エネ基準工事監理状況報告書 (モデル建物法)

年 月 日

広島県知事(建築主事) 様
指定確認検査機関

住所
工事監理者 氏 名
()建築士()登録第
()建築士事務所()知事登録第
電話()

印
号
号
番

次のとおり、工事の監理状況を報告します。
この監理報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
1 外皮	①断熱材の仕様、設置状況		A・B・C	
	②窓の仕様、設置状況 (ブラインドボックス、 ひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	
2 空気 調和 設備	①熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C	
	②全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C	
	③全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C	
	④予熱時外気取入停止制御の設置状況		A・B・C	
	⑤2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	
	⑥空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	
3 換気 設備	①換気設備の仕様、設置状況		A・B・C	
	②送風量制御の設置状況		A・B・C	
4 照明 設備	①照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	
	②各種制御の設置状況 (在室検知制御・タイムスケジュール制御 ・初期照度補正制御・明るさ検知制御)		A・B・C	
5 給湯 設備	①熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C	
	②給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C	
	③節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C	
6 昇降 機設 備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C	
7 太陽 光発 電設 備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C	

- 注 1 この様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象とする。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要とする。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲むこと。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Cで確認した書類は、検査時に確認する必要があるため、現場に備え置くこと。
A：目視（試験）による立会確認
B：計測等による立会確認
C：自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・資格証明書・施工図・試験成績書等による確認
- 5 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。
- 6 不用の文字は、消すこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号の6 (第6条の3関係)

(第1面)

地業工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事(建築主事)
指定確認検査機関 様

住所
工事監理者 氏 名 (印)
()建築士()登録第 号
()建築士事務所()知事登録第 号
電話() 番

次のとおり、工事の監理状況を報告します。
この監理報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
1 材料	①既製コンクリート杭及び鋼杭 ・製造所名, 規格, 品質, 種類, 径, 長さ, 先端補強, 標尺表示 ・外観(割れ・傷) ・継手部の溶接材料(溶接棒の規格)		A・B・C	
	②場所打ちコンクリート杭 (1)共通 ・鉄筋(規格・種類・径・品質証明) ・コンクリート		A・B・C	
	(2)材料 ・セメント(規格・種類) ・骨材(規格・種類・吸水率・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法) ・水(規格) ・混和材料(規格・種類) ・型枠(種類・形状)		A・B・C	
	(3)コンクリート受入れ ・指定のコンクリートであることの確認		A・B・C	
2 施工	①既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業 (1)共通 ・資格(溶接技能者) ・継手の状態(杭の軸線・溶接部・機械式継手) ・杭頭の処理, 補強 ・杭の位置(施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ)		A・C	

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
2 施工	①既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業 (2)打込工法 <ul style="list-style-type: none"> ・プレボーリング併用の場合（掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂直度・支持地盤・支持地盤への根入れ深さ） ・建入れ（垂直度） ・落下高さ，打撃回数，貫入量，高止まり量，リバウンド量，支持力 		A・B・C	
	(3)セメントミルク工法 <ul style="list-style-type: none"> ・オーガー，杭本体の垂直度 ・支持地盤・オーガーの支持地盤への根入れ深さ ・安定液（濃度） ・根固め液（水セメント比・浸透・注入量・管理試験） ・杭周固定液（浸透・注入量・管理試験） 		A・B・C	
	(4)特定埋込杭工法 <ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた条件 		A・B・C	
	②場所打ちコンクリート杭地業 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋かごの組立（径・本数・長さ・間隔・継手長さ・帯筋・スペーサー・補強リング・溶接） ・資格（施工管理技術者） ・位置，掘削深さ，径，支持地盤，支持地盤への根入れ深さ ・鉄筋継手の重ね長さと主筋の結束 ・スライム処理 ・コンクリート打設（トレミー管の先端位置・コンクリートの天端位置） ・杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量） ・アースドリル工法（安定液の品質管理・掘削孔の垂直度） ・ベノト工法（上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かごの共上がり） ・リバーササーキュレーション工法（泥水管理・掘削機の水平と垂直度） 		A・B・C	
3 試験	①試験杭 <ul style="list-style-type: none"> ・杭長，位置，支持地盤の土質，支持地盤への根入れ深さ ・杭の施工状況 		A・C	

(第3面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
3 試験	②杭の載荷試験 ・ 載荷時間, 沈下量, 最大荷重, 許容支持力		A・C	
	③地盤の載荷試験 ・ 載荷時間, 沈下量, 最大荷重, 許容支持力		A・C	
	④コンクリートの試験 (1)フレッシュコンクリート ・ 種類, 運搬時間, スランプ, フロー, 空気量, 塩化物量, コンクリート温度 ・ テストピースの採取		A・C	
	(2)構造体コンクリート強度試験 ・ 圧縮強度, 管理材齢		A・C	

- 注 1 この様式は、完了検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第19号）又は中間検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第26号）の第4面（工事監理の状況）に掲載している「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法」及び「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等」に記載すべき事項を含む報告書とする。
- 2 完了検査申請書にこの様式を添付する場合、特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査までの工事監理の状況について記入しないこと。
- 3 具体的な確認方法は、工事監理ガイドライン（平成21年9月1日国土交通省住宅局建築指導課）等を参照すること。
- 4 該当がない項目の記載は不要とする。
- 5 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。
- 6 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲むこと。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Cで確認した書類は、検査時に確認する必要があるため、現場に備え置くこと。
A：目視（試験）による立会確認
B：計測等による立会確認
C：自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・資格証明書・施工図・試験成績書等による確認
- 7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。
- 8 知事又は建築主事から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書（別記様式第3号（第7条関係））の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。
- 9 不用の文字は、消すこと。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号の7（第6条の3関係）

（第1面）

コンクリート工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事（建築主事）
指定確認検査機関 様

住所
工事監理者 氏 名 (印)
()建築士()登録第 号
()建築士事務所()知事登録第 号
電話() 番

次のとおり、工事の監理状況を報告します。
この監理報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
1 材料	①共通 ・セメント（規格・種類） ・骨材（規格・種類・吸水率・アルカリシリ カ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法） ・水（規格） ・混和材料（規格・種類） ・型枠（種類・形状）		A・C	
	①型枠の加工及び組立て ・主要墨，部材断面，建入れ ・目地，構造スリット（位置・形状） ・埋め込み金物（建具・アンカーボルト・イ ンサート・スリーブ） ・セパレータ（種類・間隔）		A・B・C	
2 施工	②コンクリートの打込み (1)コンクリートの受入れ ・指定のコンクリートであることの確認		A・C	
	(2)打込み ・打込み箇所の清掃，型枠散水，落下高さ， 打込み順序，打継ぎ時間の間隔 ・締固め ・打継ぎ面の処理（仕切り型枠・止水処理・ 清掃・レイタンスの除去）		A・C	
	(3)養生 ・養生温度，初期養生，寒冷期の保温，暑中 の養生 ・コンクリート打設中の鉄筋保護の養生		A・C	

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
2 施工	②コンクリートの打込み (4)打込み後、コンクリートの打上り状態 ・型枠支柱存置期間 ・部材断面の寸法、平たんさ ・部材位置、開口部位置、目地位置 ・欠陥（ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント）		A・B・C	
3 試験	①フレッシュコンクリート ・種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度 ・テストピースの採取		A・C	
	②構造体コンクリート強度試験 ・圧縮強度、管理材齢		A・C	

- 注 1 この様式は、完了検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第19号）又は中間検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第26号）の第4面（工事監理の状況）に掲載している「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法」及び「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等」に記載すべき事項を含む報告書とする。
- 2 完了検査申請書にこの様式を添付する場合、特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査までの工事監理の状況について記入しないこと。
- 3 具体的な確認方法は、工事監理ガイドライン（平成21年9月1日国土交通省住宅局建築指導課）等を参照すること。
- 4 該当がない項目の記載は不要とする。
- 5 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。
- 6 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲むこと。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Cで確認した書類は、検査時に確認する必要があるため、現場に備え置くこと。
A：目視（試験）による立会確認
B：計測等による立会確認
C：自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・資格証明書・施工図・試験成績書等による確認
- 7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。
- 8 知事又は建築主事から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書（別記様式第3号（第7条関係））の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。
- 9 不用の文字は、消すこと。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号の8 (第6条の3関係)

(第1面)

鉄筋工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事(建築主事)
指定確認検査機関 様

住所
工事監理者 氏 名 (印)
()建築士()登録第 号
()建築士事務所()知事登録第 号
電話() 番

次のとおり、工事の監理状況を報告します。
この監理報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
1 材料	①共通 ・鉄筋(規格・種類・径・品質証明) ・スペーサー(材質・形状・寸法) ・溶接金網(規格・径・網目の形状・寸法)		A・B・C	
2 施工	①圧接継手 ・資格(圧接技能者・圧接継手管理技士・鉄筋ガス圧接超音波探傷検査技量資格者) ・溶接作業条件(降雨・強風) ・圧接端面(平滑処理・面取り・鉄筋冷間直角切断機の使用) ・径の異なる鉄筋の圧接 ・圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔		A・B・C	
	②特殊な継手 ・機械式継手(工法・外観) ・溶接継手(工法・外観・溶接長さ)		A・B・C	
	③配筋 ・加工(種類・径・長さ・折り曲げ) ・あばら筋の加工形状(接合する部材の寸法を考慮) ・組立(結束・鉄筋位置・本数・最小かぶり厚さ・鉄筋主筋相互のあき・帯筋間隔・あばら筋間隔・鉄筋の水平度と垂直度) ・継手(位置・長さ・方法) ・定着(位置・長さ・方法・余長・フック) ・貫通孔補強, 開口補強, 打ち継ぎ部の補強, 打ち増し部の補強 ・スペーサー(形状・位置・間隔) ・差し筋の位置と長さ		A・B・C	

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
3 試験	①ガス圧接 (1)共通 ・外観（ふくらみの形状・寸法・圧接面の ずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の 偏心量・たれ・焼き割れ） ・内部欠陥（不溶着部） ・試験片抜取り後の処置		A・C	
	(2)不合格となった圧接部の修正 ・外観試験の不合格部の修正 ・抜取り試験による不合格部の修正		A・C	

- 注 1 この様式は、完了検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第19号）又は中間検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第26号）の第4面（工事監理の状況）に掲載している「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法」及び「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等」に記載すべき事項を含む報告書とする。
- 2 完了検査申請書にこの様式を添付する場合、特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査までの工事監理の状況について記入しないこと。
- 3 具体的な確認方法は、工事監理ガイドライン（平成21年9月1日国土交通省住宅局建築指導課）等を参照すること。
- 4 該当がない項目の記載は不要とする。
- 5 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。
- 6 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲むこと。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Cで確認した書類は、検査時に確認する必要があるため、現場に備え置くこと。
A：目視（試験）による立会確認
B：計測等による立会確認
C：自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・資格証明書・施工図・試験成績書等による確認
- 7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。
- 8 知事又は建築主事から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書（別記様式第3号（第7条関係））の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。
- 9 不用の文字は、消すこと。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号の9（第6条の3関係）

（第1面）

鉄骨工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事（建築主事）
指定確認検査機関 様

住所
工事監理者 氏 名 (印)
() 建築士 () 登録第 号
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
電話 () 番

次のとおり、工事の監理状況を報告します。
この監理報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
1 材料	①鉄骨 ・鋼材（規格・材質・種類・断面寸法・品質証明） ・高力ボルト，普通ボルト，アンカーボルト（規格・種類・寸法・ねじ形状） ・頭付スタッド（規格・種類・寸法） ・溶接材料（鋼材の組合せ適否・保管） ・デッキプレート ・さび止め塗料		A・C	
	②耐火被覆 ・吹付工法 ・耐火板張り ・耐火材巻付け		A・C	
2 施工	①資格 ・溶接施工管理技術者，溶接技能者 ・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施工管理技術者，締付け技能者 ・専門検査会社の非破壊試験検査技術者，建築鉄骨超音波検査技術者		A・C	
	②製作（製品） ・形状，寸法，ボルト孔の径，スリーブ，開口部の補強 ・溶接状態 ・摩擦面（まくれ・ひずみ・へこみ・さびの状態） ・スタッドボルト（径・本数・配置） ・さび止め塗装範囲		A・B・C	

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
2 施工	③溶接接合 ・溶接作業条件（作業場所の気温・降雨・降雪・風） ・溶接着手前（隙間・食違い・ダイヤフラムとフランジのずれ・ルート間隔・開先角度・組立・エンドタブ） ・溶接作業中（予熱・溶接順序・溶接姿勢・溶接棒径・ワイヤ径・溶接電流・アーク電圧・入熱・パス間温度・スラッグの清掃・裏はつり）		A・B・C	
	④ボルト接合 (1)高力ボルト ・摩擦面の状態，ピンテールの破断，とも回り有無，ナット回転量，ボルト余長 (2)普通ボルト ・ボルト余長，座金有無，戻り止めの方法		A・C	
			A・C	
	⑤鉄骨建方 ・アンカーボルトの設置（位置・定着長さ・固定・養生・柱底均しモルタルの厚さ） ・建方精度（柱の倒れ・スパン長さ・梁の湾曲・接合部精度）		A・B・C	
	⑥耐火被覆 ・下地（浮きさび・付着油の除去） ・被覆厚さ ・耐火表示		A・B・C	
	⑦さび止め塗装 ・未塗装範囲 ・塗装損傷部分の補修状態		A・C	
	⑧溶融亜鉛めっき工法 (1)溶融亜鉛めっき ・めっき付着量，溶接部の割れ，仕上り状態，傷の補修状態 (2)溶融亜鉛めっき高力ボルト ・摩擦面の処理 ・締付け（マーキングのずれ・ナット回転量・ボルト余長）		A・C	
		A・C		
3 試験	①溶接接合 (1)共通 ・外観（アンダーカット・ピット・オーバーラップ・割れ・クレーター・溶接ビード面形状・スラッグ除去不良・すみ肉の脚長不足・突合せの余盛不足）		A・B・C	

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
3 試験	①溶接接合 (1)共通 ・突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ ・内部欠陥（ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み）		A・B・C	
	(2)不合格溶接の補修 ・外観（欠陥の補修状態） ・内部欠陥（欠陥の補修状態）		A・B・C	
	②スタッド溶接接合 (1)共通 ・外観（アンダーカット・仕上り高さ・傾き） ・打撃曲げ試験（曲げ角度・割れ）		A・B・C	
	(2)不合格スタッド溶接の補修 ・補修状態		A・C	

- 注 1 この様式は、完了検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第19号）又は中間検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第26号）の第4面（工事監理の状況）に掲載している「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法」及び「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等」に記載すべき事項を含む報告書とする。
- 2 完了検査申請書にこの様式を添付する場合、特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査までの工事監理の状況について記入しないこと。
- 3 具体的な確認方法は、工事監理ガイドライン（平成21年9月1日国土交通省住宅局建築指導課）等を参照すること。
- 4 該当がない項目の記載は不要とする。
- 5 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。
- 6 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲むこと。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Cで確認した書類は、検査時に確認する場合があるため、現場に備え置くこと。
A：目視（試験）による立会確認
B：計測等による立会確認
C：自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・資格証明書・施工図・試験成績書等による確認
- 7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。
- 8 知事又は建築主事から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書（別記様式第3号（第7条関係））の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。
- 9 不用の文字は、消すこと。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、次項及び附則第三項の規定は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の広島県建築基準法施行細則（以下「新施行細則」という。）第六条の三の規定は、令和三年一月一日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により確認の申請書（以下「申請書」という。）を提出し、又は法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類（以下「確認書類」という。）を提出する建築物について適用する。
- 3 第二条の施行の際既に法第六条第一項の規定により申請書を提出し、又は法第六条の二第一項に規定する確認書類を提出していた建築物に係る計画の変更の申請書又は確認書類の提出をする場合は、新施行細則第六条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。